

令和4年度 第3回市町村議会議員特別セミナー

研 修 報 告 書

研修日時 2023（令和5）年1月23日・24日

研修場所 全国市町村国際文化研修所（J I A M）

報告者 森脇 久夫・高瀬 洋・東野 敏弘

講義①「ベーシックサービス宣言～分かち合いが変える日本社会～」

慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 氏

○現在の日本は、発展途上国の一步手前

- ・日本の社会保障は、高齢者向けが高く、現役世代は自己責任になっている。
- ・共稼ぎ世帯60%増－勤労者世帯収入1997年水準に届いていない。
- ・世帯収入300万円未満が31%、400万円未満が45%
- ・低下し続ける実質GDP（一人当たりGDP世界4位⇒現在26位）
- ・相対的貧困率OECD32か国中9位、日本の経済力は、実質GDP1%を成長させる力しかない。
- ・弱い立場にある人たちを放置する社会になっていないか。

「国民みなが安心して暮らせるよう国が責任を持つべき」「誰かを助けるのではなく、すべての人たちへの保障を人々は求めている」

○ベーシックサービスの理論

- ・ベーシックサービスとは－誰もが生存・生活のために必要とするベーシックなサービス、決められたサービスではない。人間に不可欠なニーズを追い求める終わりなき対話によって決まるサービス
- ・品位ある最低保障

生活扶助の充実、失業給付の増額・使用期間延長、住宅手当の創設（低所得層に月額2万円を給付）

- 中間層の生活保障により、働けない人たちへの寛容さを引き出す政治戦略
人間を救済の屈辱から解放し、万人の尊厳を平等化するという哲学
- *ベーシックサービス+品位ある最低保障=万人の尊厳を平等化する。
 - ・痛みと希望を分かち合う「連帯の社会」を創る。
特別定額給付金の是非=13兆円=消費税5%分=幼保無償化15年分
13兆円あればできたこと（住宅手当の創設、失業手当月額5万円）
財源問題からの逃走は社会を破壊する。
品位ある最低保障=すべての人が安心して暮らせる社会
 - ・どれぐらいの負担かを考えることが重要
大学（2.5兆円）、医療（4.8兆円）、介護（0.9兆円）、障がい者福祉（数百億）、給食費・学用品費等の無償化（1兆円）
 - ・財源は増税という提案
全所得階層向けの幼保無償化、低所得向け大学無償化
 - ・ベーシックサービス革命=ヨーロッパの常識
みんなにサービスを出すと低所得層の所得改善率上昇
将来不安がなくなれば、無駄な貯蓄がなくなり消費に回る。
救済を権利に変えれば、人間が手を取り合う社会へと変わる。
- 結論
- ・子育て・教育・医療・介護等のベーシックサービスを無償化することで、貯蓄を消費・税にまわすことができる（北欧をモデルとする）。
 - ・救済を権利に変えれば、人間が手を取り合う社会へと変わる。
 - ・自由な社会は、選択肢のある社会である。

講義②「一人一人の個性を尊重する『あおいけあ流』の介護の世界」

株式会社あおいけあ代表取締役 加藤 忠相 氏

- 急激に進む日本の少子高齢化
- ・日本の人口は、2004年をピーク（1億2,784万人）に急減する。2030年1億1,522万人、2050年9,515万人、2100年4,771万人。75歳以上の高齢者の増。2030年5人に1人、2055年4人に1人。
 - ・現役世代の減少が加速、単身世帯が50%、医療・介護の人材不足が深刻。
- 日本の高齢福祉の考え方の変遷
- ・1963年老人福祉法「療養上の世話」⇒2000年介護保険法自立支援⇒2003年高齢者介護研究会「尊厳を支える」⇒2010年地域包括ケア研究会「地域包括ケア」=地域共生社会の実現
- 認知症とは？

- ・認知症とは①脳の細胞が死ぬ病気②症状（記憶障害・見当識障害・理解判断力の障害・実行機能障害）③行動（不安・焦燥・うつ・幻覚妄想・徘徊・暴力・不潔行為）

- ・記憶の種類から考えるケアの在り方ー①意味記憶②エピソード記憶③手続き記憶④プライミング（呼び水）記憶

○ケア（CARE）とは何か？

- ・ケアとは、相手の方を耕すこと。
- ・介護者はその人個人にかかる情報を事前に把握し、その人らしさを少しでも発揮してもらうケアをする。

○「あおいけあ流」のおたがいさんケア

- ・自立支援を促すことで、介護度が改善する。
- ・社会とのつながりを持つことで、自分らしさを少しでも取り戻す。
高齢者が地域の子どもや人々に楽しんでもらうイベントを考える。
高齢者が社会参加することで生きがいづくりになる。
- ・介護事業所の業務（フロア）⇒自立支援CARE（施設）⇒社会参加（地域）
- ・高齢者が借りられるアパートを若者が借りたいようなアパートに改造する。
⇒高齢者と若者が同居するアパート（講師紹介）

講義③「ヤングケアラーの現状と必要な支援」

一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事・日本女子大学名誉教授

堀越 栄子 氏

講義の目的

- ① ヤングケアラーはどのような子どもなのか、その現状や抱える問題・課題を知る。
- ② ヤングケアラーひとりひとりを支えるには、子どもの権利を守るという視点、子どもの健やかな育ちの視点が大事であることを理解する。
- ③ ヤングケアラーを社会全体で支援するための課題及び包括的な支援策について検討する。
- ④ 自治体に必要な支援方針・体系について考える。（ヤングケアラー個人の支援と家庭の支援と社会環境づくり）

1 ケアラートとは・ヤングケアラーとは？

- ・ケアラートとは、心や体に不調のある人への介護・看病・療育・世話・気遣いなどケアに必要な家族や近親者・友人などを無償でケアする人
- ・ヤングケアラーとは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族

- の世話、介護・感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども
- ・若者ケアラーとは、18歳～30歳代までのケアラーのこと
- 2 ヤングケアラー支援の社会的背景
 - ・ケアを必要とする人は増加している—75歳以上の増加（要介護者）、認知症の人、障がい者の増加
 - ・家族の中でケアをする人は限られ、誰もがケアラーになる可能性がある。
 - 3 ヤングケアラーの現状と抱える問題・望むサポート
 - ・ケアラーの存在率—小学6年（6.5%15人に1人）中学2年（5.7%18人に1人）
 - ・誰を一幼いきょうだいのケアが最も多い、次いで父母が多い、祖父母のケアは高校生でぐっと増える。
 - ・ケアのためにやりたくてもできないこと
 - ・学校生活への影響—欠席・遅刻・早退が多い、忘れ物・宿題ができない、授業中寝る。
 - ・ケアについて話を聞いてくれる人がいない。（孤独・孤立）
誰かに相談するほどの悩みではない。家族のことを知られたくない。相談しても状況が変わるとは思わない。
 - ・大人に求めるもの—自由に使える時間、勉強を教えてほしい、話を聞いてほしい、進路や就職など将来の相談に乗ってほしい。
 - ・ヤングケアラーの特質—年齢の割に生活能力、判断能力を身に着けている。病気や障害について理解が深い。聞き上手、忍耐強い、思いやりがある。やりがいや家族との絆を感じている。
 - 4 ケアラー支援・ヤングケアラー支援がない場合の社会経済的リスク
 - ・支援がなければ、医療費・介護費用が増す。生活保護費が増す。
 - ・労働力不足、少子化が進む。
 - 5 ヤングケアラー支援の課題と必要な社会的支援
 - ・ヤングケアラーは見過ごされやすい（見ようとしないと見えない存在、見ようとしても見えにくい存在）
 - ・条例制定自治体は、「クライアント（援助の対象）としてのケアラー」を目指している
 - 6 ヤングケアラーの支援で大切なこと
 - ① 子どもの権利を守るという視点
 - ② 子どもの健やかな育ちの視点
 - ③ ケアラーを支援する法律・条例を制定する
- 2020年3月埼玉県、2021年3月栗山町など14自治体

講義④「ひきこもり本人や家族が必要とする支援と地域の役割」

全国ひきこもり家族会連合会広報担当理事 池上正樹 氏

1 ひきこもりとは？

- ・病名ではなく、他者との関係を遮断し発信しない、家の中だけが安心できる。

「居場所」＝命を守るために待避している。

*ひきこもる行為は、自死ではなく生き延びようとする証し

*自分のせいで、期待に応えられない自分が情けない、言葉でうまく表現できない⇒生きるエネルギーや生きようとする意欲が枯渇

- ・全国推計115万人—40～64歳61.3万人、15歳～39歳54.1万人
- ・社会的ひきこもり（社会的要因）—背景は一人ひとり異なる。中高年ひきこもりは、退職や人間関係（就労が要因55%）。大人のひきこもりの起因は学校時代の体験に遡る人が多い。
- ・診断名・障害認定がないと、制度に乗せられないという問題点
- ・足繁く通って、丁寧に丁寧に信頼関係を築いていくことが大切

2 ひきこもり当事者が求めているもの

- ①アルバイトや働く場の紹介
- ②短時間でも働ける職場
- ③身体精神面の専門機関への相談
- ④生活費の相談
- ⑤友達仲間づくり
- ⑥趣味活動ができる場所

3 ひきこもり家族が置かれた現状

- ・「親の育て方が悪い」「なんでここまで放置してたの？」「困ったことになったら、また連絡ください」
- ・「親だって親の役割を下ろして、しんどいと言える場が欲しい」
- ・家族支援の重要性—安心して話ができる受け皿を作る、親の労をねぎらう、「意思を尊重」「ペースを大事にする」（心のケア）
- ・家族内でのコミュニケーションを円滑にするアドバイス
（本人が家庭内で貢献している家事・挨拶と感謝の言葉かけ）
- ・家族ができること—メール、ライン、メモでの非言語のやり取り
親はできるだけ外出、挨拶は玄関でさりげなく。自己選択や自己決定、自己行動する機会をつくる。

4 親亡き後のために家族ができること

- ・元気なうちに信頼できる第三者とつながる。
- ・情報を共有しておく。

5 最初の一步の家族支援（家族会）—行きつ戻りつが可能な息の長い支え合い体制をつくることが大切

6 江戸川区のハイブリッド型居場所—オンラインとリアル会場を選べる。

KHJ家族会の「ひきこもりメタバース居場所」

- 7 ひきこもりの人たちが生きやすい社会は、皆が生きやすい社会。
「大和市こもりびと支援条例」

令和4年度 第3回市町村議会議員特別セミナーに参加した所感

令和4年度第3回市町村議会議員特別セミナーのテーマは、『福祉』でした。幅広い『福祉』の中から、「負担と給付」、「高齢者介護」、「ヤングケアラー」、「ひきこもり対策」の4課題について、講義が行われました。4講義の中から3点についての所感を報告します。

講義①「ベーシックサービス宣言～分かち合いが変える日本社会～」

高瀬 洋

ベーシックサービスとは、教育、医療、介護といった誰もが生存・生活のために必要とする基本的なサービスを指すが、決まったサービスの定義はない。

以前、金融庁が「老後に2,000万円必要との問題」を取り沙汰した際は、大きな話題となった。この問題は現役時代も厳しいのに、さらに老後のために2,000万円が必要だというショッキングな内容であったからだ。

仮にベーシックサービスの充実により、老後に2,000万円の半分の1,000万円ですみ、残りの1,000万円を貯蓄ではなく消費に回すことができ、そういう高齢者が1,000万人いるとしたら、100兆円

(1,000万円×1,000万人)の現金が貯蓄というかたちで滞留することなく市場に流通することになり、日本経済に及ぼす影響は大きい。

こういった社会保障制度は、日本よりもヨーロッパで進んでいる。しかし、消費税が20%を超

社会保障制度

社会保険



国民年金・健康保険など

社会福祉



子ども・障がい者・高齢者などの生活をサポートする

公的扶助



柱は「生活保護」
最低限の生活を保障する

公衆衛生



病気になるように
予防や衛生環境を整える

える国も多く存在する。将来に不安のない社会保障制度の充実とそれを実現するための税制度の見直しが必要であり、これは国家的課題であるが、西脇市においては、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりのため、家族介護の経験等を踏まえて考えていきたいと思った。

講義③「ヤングケアラーの現状と必要な支援」

森脇 久夫

「ヤングケアラー問題」は、2015年頃から社会問題として取り上げられるようになったものと認識していて、現状と求められる支援策までが今回の講義で理解を深めることができた。

核家族化、高齢化、共働きなど家族構成の変化が、かつては家族内でカバーし合ってきたサポートがしきれない、又は、例えば学校に行けないなど子どもの権利を侵しかねないような現実に変化し、問題化してきたのではないかと考える。成長過程にある子どもたちが、幼い兄弟や病気・障害などのある親・祖父母のケアをしている現状においては、その問題をどのように支援していくか、見つけ出すところから支援施策までトータルでの政策立案が待ったなしの状況になっていると感じた。

ただ、支援の課題にあがっているヤングケアラー対象者の見つけ方において、対象となる子どもたちがいかに声を上げることのできる環境をつくれるか、また地域や学校がどのような役割を果たせるかなど、対象者が判断能力の発達段階にある子どもたちであるからこそ、その特徴を理解したうえでの細やかな方策を設け、そして関係機関が連携してフォローする仕組みを作り上げる必要がある。また、ヤングケアラーであるとされた子どもの家庭環境についても、各家庭の事情が画一的なものとして扱えることは難しいと考えられるため、多様なサポートメニューを準備する必要もあるように思われる。それは対象家庭の状況により、行政が直接サポートする部分もあるだろうし、またヤングケアラーをサポートするボランティア団体やNPO法人などの組織と連携して対応することが、対象者を見つけたところから支援し、自立できるまでをサポートできることになる場合もあるように思えるからである。

全国的にも先進的な自治体が条例化を始めている。対象者が子どもである問題であることから、サポートを必要とする人が見つかったから対応策を作っていくのではなく、西脇市としても啓発活動を含め各種の取組を始めているが、条例化の検討を進めることで、施策の方向性を定めることが重要だと考える。それがひいては西脇市が、「安心して住める街、子育てのできる街」につながっていくと考える。

講義④「ひきこもり本人や家族が必要とする支援と地域の役割」

東野 敏弘

講師の池上正樹氏は、実の兄がひきこもりであったことから、ひきこもりを抱える家族の悩みを実際に体験されたそうです。25年に渡り数千人の「ひきこもり」当事者とやりとりしてきたこと、「KHJ全国ひきこもり家族会連合会」を発足当初からサポートし、家族の相談にも乗ってこられました。そして、現在、全国ひきこもり家族会連合会広報担当理事として活動されています。

ひきこもり状態の人は、全国推計115万人（40～64歳61.3万人、15歳～39歳54.1万人）もいると言われています。ただ、ひきこもりとは、病名ではなく、他者との関係を遮断し発信しない、家の中だけが安心できる「居場所」として命を守るために待避している状態です。ひきこもる行為は、自死を選ぶのではなく生き延びようとする証しだとも言えます。

「8050問題」が叫ばれて久しいですが、年々深刻になってきています。80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態や行政の支援が行き届かないまま、親が要介護状態、あるいは亡くなってしまうことで一気に生活が成り立たなくなり、最悪の場合、子どもが死に至ったり、親の遺体をそのまま放置して逮捕されてしまったりするケースも事件として報道されています。

西脇市においても、中高年のひきこもりが徐々に問題になってきています。私の近隣にもいます。ただ、家族はそのことをひた隠しにしています。ひきこもり家族が置かれた現状を考えると、家族支援の重要性を痛感します。家族の労をねぎらい、家族が安心して話ができる受け皿を作ることが大切だと考えます。

西脇市役所には、一昨年9月に「ひきこもり相談窓口」が設置されました。

「ひきこもり相談窓口」につないでいける地域づくりが大切だと考えます。ひきこもり状態の本人や家族が、少しでも安心して話ができる居場所を自治会役員の皆さんや民生委員さんはもちろん、地域住民でつくることができればと思います。顔の見える関係で、息の長い取組ができればと考えます。また、当事者の横の連携が取れる「ひきこもり家族会」のような組織もできればと考えます。

神奈川県大和市では、「一人ひとりの気持ちに寄り添い、当事者とその家族などが孤立しないよう、様々な側面から支援し、施策をより一層推進する。」ことを目的に「大和市こもりびと支援条例」を制定しています。西脇市において、支援条例が必要であるかどうかを検討していきたいと考えています。

以上